

1 はじめに

少子高齢化や核家族化、また高度情報化の進展に伴い、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。市民の価値観やニーズは、多様化・複雑化し、行政だけでは対応が難しくなっています。

このような中、地域の課題解決に向けて、「市民と行政」が共に連携して行動することが、より一層重要となっています。

そして、互いに期待し合い、役割を持ち、共鳴する関係を深め、「安心して幸せを感じられるまちづくり」を進めていくことが求められています。

これまでの取組から見えてきた課題を整理するとともに、新たな協働の視点を取り入れ、まちづくりに関わる全ての市民と行政とが、互いに信頼できる関係を築き、それぞれの特性を生かすことにより、協働をより一層推進し、佐久市らしいまちづくりを進めます。

2 計画の策定に当たって

(1) 計画の位置付け

本計画は、「第二次佐久市総合計画基本構想」の柱のひとつである「ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり（予定）」に則し、協働に関する基本的な事項を定めることにより、市民が市政に積極的に参加する機会を増やすとともに、協働を推進するための方向性や取組を明らかにするものです。

(2) 計画の期間

計画期間は、「第二次佐久市総合計画前期基本計画」の期間との整合を図り、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

3 協働について

(1) 協働に関する定義

ア 協働の定義

協働とは、市民と行政とが相互に理解し、違いを認め合った上で、自立した対等なパートナーとして、それぞれの資源や能力等を持ち寄り、共通の目標や課題の解決に向けて連携・協力することです。

イ 市民活動の定義

市民活動とは、市民の自主的な参加に基づき、あらゆる分野における社会的課題に対し、営利を目的としないで行う自主的活動です。ただし、政治活動や宗教活動は、含みません。

ウ 市民活動団体の定義

市民活動団体とは、市民活動を行う自立的グループ・団体などの全てを指し、特定非営利活動促進法（通称「NPO法」）により規定された団体をはじめ、区等の自治会、女性団体、PTA、青少年育成団体、老人クラブなどの組織や、継続的に社会貢献のために活動している企業等です。

(2) 協働により期待される効果

ア 市民にとっての効果

- (ア) より市民の視点に立ったきめ細かいサービスへの改善が期待できます。
- (イ) 地域社会における活動の機会が拡大することにより、市民主体のまちづくりが可能となります。

イ 市民活動団体にとっての効果

- (ア) 団体の特性を生かし、地域社会に寄与することにより、活動の目的や理念が認知されることで、本来の活動が強化・拡大され、活動基盤の安定化が期待できます。

- (イ) 協働事業を行うことで、行政に対する理解が進むとともに、有効な改善提案をすることができま

ウ 地域コミュニティにとっての効果

- (ア) 市民活動団体と連携した活動に取り組むことで、地域が活性化します。

エ 行政にとっての効果

- (ア) 市民サービスは、全て行政が担わなければならないという考え方から脱却することで、これまでの業務を見直す機会となり、行財政全般の効率化が期待できます。
- (イ) 市民が持つ迅速性・柔軟性・専門性などに触れることにより、行政職員の意識改革を促すことができます。
- (ウ) 施策等の企画段階から市民と協働することで、需要の的確な把握と透明性が確保され、共通認識を持って施策を展開することができます。

4 協働の基本的な考え方

少子高齢化や核家族化、また高度情報化の進展に伴い、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。市民の価値観やニーズは、多様化・複雑化し、行政だけでは対応が難しくなっています。

このような中、市民が暮らしや仕事の中で幸福感を実感するためには自らが住み、暮らす地域に関心を持つことが大切です。様々な地域課題に対し、自分のことは自分で、自分たちのことは自分たちで解決し、さらに大きな問題や広範囲に及ぶ場合は行政が対応するなど、誰が主体となりどのように行うかという意識（自助・互助・共助・公助）を持つことが肝要です。

市民の豊かな想像力、迅速性・柔軟性・専門性などを生かしながら、それぞれの立場を理解し合い、アイデアを出し合って解決し、改善していく市民との協働の取組を進めることが必要です。

(1) 協働の原則

市民と市とが協働により事業を進めるに当たっては、市民全体の理解が得られるよう効率性と透明性の高い事業執行に努めなければならないことから、協働事業は基本的に次のような原則に留意して実施します。

ア 「対等」の原則

市民と市は、上下関係ではなく、互いに対等な関係を保つことが基本であることを認識し、まちづくりのための良きパートナーとして認め合うことが必要です。

イ 「公開」の原則

協働についての社会的な理解を得るためには、市民活動団体などの参加機会を広く確保するとともに、協働事業のプロセスや成果などを積極的に情報公開していくことが必要です。

ウ 「共有」の原則

市民と市とが、課題に対して役割を明確にするとともに、情報や目的を共有することが必要です。それぞれの持つ能力を十分に発揮することにより、より良いサービスの提供が可能となります。

エ 「自主性・自立性の尊重」の原則

協働事業を進めるに当たっては、一方に依存するのではなく、互いに自立してそれぞれの力を発揮しあうとともに、自主性を尊重し、お互いに独自性・専門性を高めることが必要です。

オ 評価・検証の原則

協働事業は、常に評価を行い、継続する必要性について検証し、次の協働事業につなげる必要があります。

## (2) 協働の領域と形態

協働の領域と形態は、それぞれの関わり合いの度合いにより、様々なケースがあります。

### ア 協働の領域

社会的課題に対する取組には、市民と市の関係から見ると、6つの領域があります。

- (ア) 行政権の行使・活動領域
- (イ) 基本的人権保障領域
- (ウ) 公共財産・市民サービスの提供領域
- (エ) 民間・行政混在領域
- (オ) 主に民間の自主的活動領域
- (カ) 思想・信条など特定の価値観の普及の領域

このうち協働の領域は、イからオの4つの領域を基本とします。

また、協働は、市民活動団体と市との協働だけでなく、市民活動団体相互の協働も該当します。

### イ 協働の形態

協働の形態には、「情報交換・意見交換」「企画段階からの参画、政策提案」「事業実施等の共催・後援」「実行委員会形式による事業運営」「補助・助成・物的支援による事業執行」「業務委託」「事業協力」「アダプト制度」など、様々なものがあります。

## (3) 協働の進め方

様々な地域課題に対し、市民と市とが協働して解決を図ることが重要となります。そのため、確認された様々な地域課題をそれぞれが共有し、その解決に向けてどのように協働して取り組むのかを計画し、実行し、評価し、改善するというPDCAサイクルにより、お互いに確認をしながら進めます。

## (4) 協働にふさわしい事業

市民と市との協働によって実施することが適当と思われる事業として、以下のものがあります。

- ア 多くの市民が参画し、市民が主体となることが望ましい事業
- イ 市民の参加によりきめ細かく柔軟なサービスが提供できる事業
- ウ 地域の実情に配慮して推進することが必要な事業
- エ 市民活動団体などの持つ専門的な知識、先駆性及び機動性が発揮される事業

## (5) 協働のパートナー

市がはじめから協働のパートナーを限定するのではなく、範囲をできるだけ広く捉え、協働のまちづくりを積極的に進めます。

## 5 本市の現状と課題

### (1) 本市の現状

市では、市民との協働によるまちづくりを推進するため、佐久市市民活動サポートセンター(以下「市民活動サポートセンター」という。)などの活動拠点の整備をはじめとする環境の整備や、「佐久市まちづくり活動支援金」の創設など、市民や市民活動団体の自主的・自発的、自立的な活動の活性化に向け、財政的な支援も含め取組を進めてきました。

### (2) 本市の課題

今後、超高齢、人口減少社会を迎える中で、誰もが住みよいまちづくりを進めていくためには、様々な主体が協働して市民主体のまちづくりをさらに推進していく必要があります。そして、地域が抱える課題を市民と市とが共有し、解決に向けた地域活動をサポートするため、市民活動サポートセンターが拠点となり、担い手としての地域リーダーや各主体や幅広い世代のつなぎ役となるコーディネーターを育成していくことが必要です。

また、様々なメディアの特性を生かし、市民に分かりやすく、かつ、最新の情報を迅速に提供していく工夫が必要です。

さらに、市民と市とが互いに協働の成果を評価し合い、事業の充実を図っていく必要があります。

## 6 基本方針

これまでの取組による課題等を踏まえ、協働のまちづくりを推進するために必要な基本方針を次のとおり定めます。

### 基本方針 1 意識の醸成や担い手づくりを行います

市民と市との協働のまちづくりを実現するためには、市民も社会の構成員としての自覚と責任を持ち、「自分たちのまちは、自分たちの手で支えていこう」という意識を市民自らが持つことが大切であるとともに、市職員の協働に対する意識の醸成が必要です。このため、協働に向けた市民と市職員の意識の醸成や担い手の育成を行います。

### 基本方針 2 活動しやすい環境をつくります

市民や市民活動団体などが充実した活動を行っていくためには、市民活動の拠点となる「市民活動サポートセンター」の充実や、地域における各種団体間の連携を深めることが必要です。

### 基本方針 3 参加、参画しやすい仕組みの充実を図ります

市民がまちづくりについて考え、自主的に活動を展開していくためには、財政的支援をはじめとした活動を支える仕組みや市民の活動を促すような取組が重要です。このため、市民が参加、参画しやすい仕組みの充実を図ります。

### 基本方針 4 市民と市が互いの情報を共有します

市民と市とが協働を進めていくためには、お互いのことを理解し合い、共通認識のもとで取組を進めていくことが必要です。このため、市民と市が情報を共有できる仕組みの充実を図ります。

### 基本方針 5 協働事業の評価と公表を行います

協働は、市民と市が互いの立場を理解・尊重し、緊密な連携のもと実施されるものであるため、事業実施は、協働事業の目的や役割分担を明確にした上で遂行され、事業実施後には成果を評価した上で、次の協働に向けて改善を図るとともに、事業実施プロセスの透明性を確保していくことが必要です。

このため、協働事業の評価と公表を行います。

## 7 佐久市協働のまちづくり計画

### (1) 佐久市協働のまちづくりの5つの基本方針

協働のまちづくりを推進するため、基本方針ごとの具体的な取組を以下に示します。

#### 基本方針 1 意識の醸成や担い手づくりを行います

##### 【取組項目】

##### 1 人材の育成

まちづくりに関わる人材を育成するとともに、参加者から担い手へと育つための仕組みづくりを行います。

また、各主体や幅広い世代のつなぎ役となるコーディネーターの育成を進めます。

##### 2 次世代を担う若者の参加と活動の充実

子育て世代・学生など、若い世代の市民活動への参加を促すと共に、若者が中心になっている市民活動団体と連携し、活動の活性化を図っていきます。

##### 3 地域の支え合い組織の育成

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、安心して続けられるための支え合い組織の育成を進めます。

また、地域の支え合い組織の育成を通じて、豊かなソーシャルキャピタルの醸成を図ります。

※ ソーシャルキャピタル（社会関係資本）とは、社会・地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。ソーシャルキャピタルが蓄積された社会では、相互の信頼や協力が得られるため、他人への警戒が少なく、治安・経済・教育・健康・幸福感などに良い影響があり、社会の効率性が高まるとされている。

##### 4 市の推進体制づくり

##### (1) 市の体制強化

市民が協働の提案や相談を行いやすい体制づくりを進めます。

##### (2) 市職員に対する研修の充実（市民、市民活動団体等との協働意識の醸成）

市職員の協働意識のさらなる向上を図るため、協働による事業推進の必要性やメリットを理解し、積極的に市民・市民活動団体及び事業者との協働を図って事業を推進していけるよう、職員対象の研修会を行います。

##### 5 協働事業等への参加による意識の醸成

市民に向け、協働事業等の情報を積極的に周知し、市民活動に参加する機会を提供します。

これらにより、市民活動への参加を促し、まちづくりの当事者であるという意識を高め、協働の普及促進を図ります。

#### 基本方針 2 活動しやすい環境をつくります

##### 【取組項目】

##### 1 市民活動サポートセンターの充実

##### (1) 役割、基本的な機能

市民活動サポートセンターは、「支える」「つなぐ」「広める」「はたらく」のキーワードを基に、市民と市民、市民と市が情報を共有し連携を強化するとともに、市民による自主的な公益的活動の支援を行うなど、市民活動ネットワークの拠点として機能の充実を図ります。

##### (2) 地域における協働事業の推進と連携（生活支援コーディネーター、社会福祉協議会、市民活動団体、企業等との連携）

地域における各種団体間の連携を促進し、また、現在市が行っている業務を地域の自発的な活動と結び付けられるよう、コーディネートを行います。

#### 基本方針 3 参加、参画しやすい仕組みの充実を図ります

##### 【取組項目】

##### 1 協働事業公募制度の充実

##### (1) 佐久市まちづくり活動支援金事業

佐久市まちづくり活動支援金事業の活用を促進するとともに、市民活動団体が行うまちづくり活動を積極的に支援します。

##### (2) 事業者募集制度

市が新たな事業を始めようとするときや、従来行ってきた事業の見直し作業を行うときは、民間活力の導入による効果を常に考えながら検討します。

##### 2 市民主体の協働事業の積極的な推進及び市民と市職員の意識共有

ワークショップや意見交換会等を開催し、各地域が抱えているまちづくりに関する課題の把握に努め、その課題を地域で解決できる最も効果的な方法を市民とともに考えていきます。

##### 3 広聴機能の充実

幅広い年齢層、職種の市民から意見を聴くため、市政モニター、地区市政懇談会、住民説明会、出前講座、各種審議会やワークショップなどによる広聴活動を推進します。

#### 基本方針 4 市民と市が互いの情報を共有します

##### 【取組項目】

##### 1 多様な媒体を活用した情報の発信と共有

市広報紙「広報佐久」及び市ホームページやフェイスブック、ツイッターなどのソーシャルメディアを活用し、市民・市民活動団体、事業者、市が協働していく上で必要となる情報を発信し、情報提供のネットワークを共有します。

## 2 多様な主体の活動等に関する情報の収集及び発信の促進

多様な主体の活動や団体等の情報を収集するとともに、活動事例や活動の評価などの情報を広く発信する機会を充実させることで、市民活動や協働への理解と関心を高められるよう、積極的な情報の収集と発信に努めます。

## 3 佐久ケーブルテレビ、エフエム佐久平等への情報提供

佐久ケーブルテレビ及びエフエム佐久平は、地域のマスメディアとして市民に親しまれています。これらのマスメディアに対し、市や協働事業に関する情報提供を積極的に行っていきます。

### 基本方針 5 協働事業の評価と公表を行います

#### 【取組項目】

#### 1 事業実施における相互評価

協働は、その目的、役割分担、課題等を明確にすることが重要です。そして、事業実施においては話し合いを重ね、緊密に連携して活動するとともに、事業実施後には成果を評価し合い、次の協働に向けて改善を図るなど常に検討を加え、協働事業の充実を図ります。

#### 2 協働のまちづくり推進会議

まちづくりは、行政だけでなく、パートナーである市民の判断と責任ある実行も求められてくることから、市民が「協働」に関する施策について検討し、市へ提言等を行うことができる「協働のまちづくり推進会議」により検証及び評価を行います。

#### 3 協働事業の審査、評価及び公表

市民と市が互いの立場を理解・尊重しつつ信頼関係を深めて協働事業を実施するためには、事業の透明性が求められます。事業目的やその内容、効果などについて説明し、誰もが理解し納得したうえで事業を実施することができるよう、積極的な情報提供を行います。

##### (1) 市民提案制度の場合

市民から新たな協働として提案された事業については、関係所管課及び庁内で情報を共有のうえ、推進会議において公開プレゼンテーション（審査会議）を実施します。また、事業終了の際には、推進会議において公開報告会を開催し事業評価を行うとともに、その内容を公表します。

##### (2) 事業者募集制度の場合

市が事業内容を決定し、広く事業者を募集した協働事業については、推進会議において公開プレゼンテーション（審査会議）を実施して事業内容にふさわしい事業候補者を選考し、市が事業者を決定します。

そして、事業終了の際には、協働パートナーである事業者と関係所管課において相互評価を実施し、その内容を推進会議へ報告するとともに公表を行います。

## 8 今後に向けて

### 1 協働のまちづくりの実践

私たち市民自らが意識を持って、ごく身近なところから行動していくことがまちづくりの基本であり、それが大きな力となっていきます。市民主体のまちづくりを推進するため、市は、市民や市民活動団体等と一緒に課題解決に取り組みます。また「ひとと地域の力が生きる協働と交流のまちづくり」を目指し、佐久市らしいまちづくりを進めていきます。

なおこの計画は、今後、協働の成果が蓄積してく中で、新しい視点を加えながら必要に応じて見直していきます。